



Title	『砂の器』の功罪
Author(s)	寺山, 千紗都
Citation	研究論集, 12, 1(右)-16(右)
Issue Date	2012-12-26
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/51977
Type	bulletin (article)
File Information	020_TERAYAMA.pdf



[Instructions for use](#)

『砂の器』の功罪

寺山千紗都

要旨

長きに渡り法によって隔離の対象とされ、偏見と差別に晒された歴史を持つハンセン病という病が殺人の動機として焦点化される『砂の器』は、同時代の推理小説を「社会派」一色にした松本清張を代表する長編作品である。社会派とは、推理小説におけるリアリズムや社会に対する問題提起性を重要視した清張の発言と作風に影響を受けた作品の一群のことであり、その社会派推理小説の金字塔とも呼ばれるこの作品は、日本の社会に現存していた疾病差別の実態を明らかにしているとして、現在も高く評価されている。

しかし、推理小説における「解決」という点に着目してこの作品を見直してみると、作品の最後で明かされる推理には、真である保証も論理性も欠落していることが明らかになる。動機の保持者がすなわち犯人と名指されるこの作品は、推理された動機が、殺人という行動を起こすに足ると読者が認めるといふ行動を通して読者自身が「解決」する推理小説、と考えることもできるが、このような『砂の器』の推理小説としての「特徴」は、ハンセン病に対する「差別」を読者の内に構成するという仕掛けとして機能する可能性を浮上させる。

感染力も微弱であり、戦後すぐの時点で日本でも外来治療が可能と医学的に認められていたハンセン病に対し、日本は、『砂の器』の連載が開始された一九六〇年になっても、依然隔離と優生手術の必要が明記された「らい予防法」が保持し続けられており、世界から批判の対象となっていた。マスコミも隔離を支持していたという当時の日本にあつて、読売新聞という全国紙でハンセン病による悲劇を綴った清張の功績は大きい。しかし、ハンセン病を殺人の動機として推理小説の構造に組み込んでしまったことで、さらに、その推理小説の解決を読者に委ねてしまったことで、『砂の器』はどのような事態を読者に呼び起こし得るのか。ハンセン病に対する「差別」の歴史と合わせながら、この作品がもたらした効果の二面性について考察を行った。

一

さほど推理小説に傾倒しているものでなくとも、現在、松本清張の名を知る半数以上の人間が、彼を推理小説作家として想起するのではないだろうか。二〇〇二年の松本清張没後十年には、テレビ局各局のミステリー・サスペンス枠で特別企画が生まれ、二〇〇九年には、生誕百年を記念して長編推理小説『ゼロの焦点』が、犬童一心を監督に映画化された。そして、二〇一一年九月には、清張の「最も著名な長編」とも位置づけられる『砂の器』の、実に六度目の映像化がテレビ朝日によって果たされた。没後二〇年を目前にした彼の名が今なお健在である理由として、二〇〇〇年代以降特に活発となった、清張作品のこういった相次ぐ映像化が上げられるが、それが彼の推理小説作家としての側面を特にクローズアップするものであったことは間違いない。松本清張は、歴史小説でデビュー²し、「或る『小倉日記』伝³」で芥川賞にも輝いた文学者であるが、しかし確かに、推理小説界でも一時代を築いた、推理小説の歴史において無視できない人物でもあるのだ。

松本清張は、推理小説を手がけるようになったきっかけを、「探偵小説を「お化屋敷」の掛小屋からリアリズムの外に出したかった⁴」から、と語っている。それまでの推理小説を「人間が描かれていない⁵」と非難し、「動機を主張することが、そのまま人間描写に通じるように私は思う。…(略)…私は、動機にさらに社会性が加わることを主張したい。そうなると、推理小説もずっと幅ができ、深み

を加え、ときには問題も提起できるのではなからうか。」と繰り返して主張した。この動機の「社会性」を重んじた彼の作風は、推理小説文壇に大きな影響を与え、六〇年代から七〇年代にかけて出版された推理小説の大部分を、「社会派推理小説」と呼ばれる清張風の作品にしてしまうまでの状況を生んだのだった。

『砂の器』は、一九六〇年五月一七日から一九六一年四月二〇日まで約一年間、「読売新聞」夕刊で連載された、松本清張の「代表作にして、社会派ミステリーの金字塔⁶」であるが、やはりこのなかにも、彼の動機への志向を明確に見てとることができる。日本には、ハンセン病という病が長らく偏見と差別に晒された歴史があるが、『砂の器』では、主題となる殺人事件の動機を生む引き金が、まさにこの偏見と差別として描かれているのである。そして「ときには問題も提起できるのでは」という清張の思惑通り、日本に残るハンセン病患者に対する隔離治療や差別的法律が世界の批判の対象となっていたその年に連載を開始する、という形で時勢を捉え、『砂の器』は、二〇〇一年にハンセン病患者に対する国の賠償責任が認められた際にも大きく取り上げられるほど。ハンセン病問題と強くリンクされる作品として名を残すこととなったのである。

しかし、清張自身の発言や社会背景を踏まえ、当然のように「社会派」としての影響力が評価の対象となりがちだった『砂の器』だが、本稿では、この作品を「推理小説」として見た場合に、ジャンルが要請する構造によって、ハンセン病に対する「差別」が読者のなかで構成されることを必要としてしまうという事実も同時に指摘

したいと考えている。ハンセン病による差別を受けたことによる鬱屈が殺人の動機として推理され、その動機から犯人が確定される、という『砂の器』のストーリーは、言ってみれば、「殺人という異常性や狂気が、ハンセン病という「異常」によって引き起こされ得る」ということを、当事者以外が認め得ること、またその結末を、読者も「もつともらしい」と承認すること、を前提とした小説であるということである。「国民作家」、「国民文学¹⁰」の呼び声も高い松本清張だが、その彼の推理小説作品を、「差別」を構成する仕掛けを持ったテキストとして、改めて考察を行ってみたい。

二

さて、本稿の目的は、あくまで「推理小説として見た場合に」という条件下での『砂の器』の「差別」に関わる功罪を明らかにすることなのであって、ハンセン病問題を描いた小説として『砂の器』不適當であるということ述べるものではない。むしろ既に述べたように、ハンセン病が不当に差別され続けた日本において、一九六〇年という年にハンセン病差別によって引き起こされる悲劇を題材とした小説を発表したことの功績は、非常に大きなものであるだろう。

まずハンセン病とは、過去の日本において如何なるものであったのか整理しておこう。ハンセン病は、一八七三年、原因となるらい菌をノルウェーの医師アルマウエル・ハンセンが発見したことによ

り、彼の姓をとって「ハンセン病」と呼ばれるようになった。かつてハンセン病は「らい菌（癩）病」とも呼ばれていたことから、病原菌は今でも「らい菌」と呼ばれるが、「らい病」という病名の方は、現在では差別の記憶を残すとして忌避される傾向にある。日本ハンセン病学会の「ハンセン病治療指針¹¹」によれば、「ハンセン病は、抗酸菌の一種である *Mycobacteria leprae* によって引き起こされる、皮膚と末梢神経を中心とする慢性疾患である。現在は非常に有効な治療法があり、外来で治療可能で、治癒する病気」であり、医学的には感染症の一種として分類されるが、感染力が極めて低いため、現在は感染症法に含まれていない。

しかし、二〇〇一年の熊本地裁判決にあるように、ハンセン病患者は「隔離による被害」を受け、「社会から差別・偏見を受けたことによる精神的損害」を受けてきた¹²。らい菌発見者のハンセンは、一八九七年一〇月の時点で、らい菌の伝染力が微弱であることを主張した論文を第一回国際らい会議で発表している¹³が、日本ではその一〇年後に患者の隔離を定めた「癩予防二関スル件」が制定され、以来、日本はこの方針を押し通した。「癩予防二関スル件」の制定は、前年に提出された山根正次の議員立法案「癩予防法案」を受けたもので、放浪するハンセン病患者が「菌をばらまく元凶」であるとして強く隔離を求めた山根の主張は、「癩予防二関スル件」にそのまま反映されている¹⁴。法公布の後、各地に連台道府県立のハンセン病療養所が、実質ハンセン病患者の隔離目的で設置され、これらの施設の完成を待って、一九〇九年から隔離政策が実行に移された。

東京都東村山に開設された全生病院には、夫婦で入居する患者のための夫婦舎が設けられながら、全生病院の「入所者心得」には「一、言語ニ注意シ品行ヲ慎ミ男女猥リニ交通セザル事」という文言が盛り込まれており、実質的に男女は隔離されていた。日本では、ハンセン病患者が発生した家を「癩筋」として婚姻忌避の対象と見做されていたという事実からも窺えるように、近代以前からハンセン病が遺伝性の病であると信じられていたのである¹⁵。その誤認が明治以降も受け継がれたこともあつて、ハンセン病は優生保護の名の下、断種の対象となつていった。全生病院院長光田健輔も施設の運営に伴つて、施設内での出生防止のためハンセン病患者の断種を推奨するようになっていったという¹⁶。一九一四年、福原義柄は『社会衛生学』で、「社会的低格者」として「精神薄弱、要扶助者、不具、癩癩、精神病、体質薄弱、病的基質アル者、犯罪者、盲啞ノ如キ心身低格者」を挙げ、民族衛生の必要上、慢性伝染病の患者もまた子孫の出生防止の対象とみなしていた¹⁷。この時点でハンセン病に遺伝性がないことは医学的に明らかになつていたが、乳幼児期の家族内感染や胎内感染の可能性が強調されることによつて、「広義の遺伝病」と定義され、民族衛生上の標的とされたのである。

やがて優生学関連の雑誌が発行され始める¹⁸など、ジャーナリズムによる優生学的言説が一九二〇年以降一気に高まりを見せ、同時に「民族浄化」という言葉がハンセン病対策にも登場するようになっていく。全生病院院長の光田も一員となつていた内務省保健衛生調査会は一九二〇年に「根本的癩予防策要項」を決定し、それまで放

浪するハンセン病患者が主たる対象であつた隔離を、全ての患者に拡大し徹底することを求めた。また「根本的癩予防策要項」には、「患者ノ請求アリタルトキハ癩療養所ノ医長ハ其ノ患者ニ対シ生殖中絶方法ヲ施行シ得ルコト」という一項が入れられ、これによつて、内務省保健衛生調査会という政府関係機関において、ハンセン病対策の一つとして「生殖中絶方法」が事実上公認された。刑法上の問題が指摘されることもあつたが、「本人の承諾の下」、「避妊ノ手術」は患者に実際に施されるようになったのである。

一九三〇年、初めての国立隔離施設、長島愛生園が開設。その後総力戦体制に向かつて「優秀な国民を創出するため」、ハンセン病患者への隔離・断種政策はさらに強化。一九三六年には内務省がハンセン病「二十年根絶計画」を決定、また光田の先導によつて「無癩県運動」が県民運動として全国で展開され、住民の投書や噂から捜索されたハンセン病患者は、強制的に隔離施設へ収容させられた。

一九四七年、アメリカでハンセン病の特効薬「プロミン」が開発され、これによつてハンセン病の外来治療が医学的には可能になつた。戦後、日本でもプロミンの治験が開始され効果を確認、一九四八年一月には東龍太郎が衆院厚生委員会プロミンの効果に言及している。しかし日本では、それでもハンセン病患者への隔離政策が終わりを迎えることはなかつた。その同年の「優生保護法」には、ハンセン病患者とその配偶者に対する優生手術が明記され、一九四九年には厚生省により無癩県運動が再開される。二〇〇一年の熊本地裁判決では、この無癩県運動について「患者の自宅等が予防着を

着用した保健所職員により徹底的に消毒されるなどしたことが、ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在でありことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け¹⁹たと断罪している。ハンセン病に対する差別や偏見は、戦後になっても弱まることはなかったのだ。

一九五三年には「らい予防法（新法²⁰）」が制定。参院厚生委員会は「近き将来、本法の改正を期する」との付帯決議を採択するが、この約束は、四〇年以上放置された。らい予防法が廃止されるのは一九九六年。その後療養所内での処遇は改善されたが、療養所内の子供の就学を拒否する運動が起こるなど、社会の偏見、差別は絶えることがなかった。第二次無癩県運動は一九五〇年代を通して活発に行われ、一九五八年には療養所の収容人数が最大となった。

『砂の器』の連載が開始されるのは一九六〇年だが、日本はこの年に、世界保健機構（WHO）専門部会より、ハンセン病患者への差別的な法律の撤廃と、外来治療の実施を促す勧告を受けている。読売新聞論説委員の岸洋人は、『砂の器』連載時、「ハンセン病を患った父親を「忌まわしい父」と表現し、そのことを知られることの恐怖感を皆が理解した。「動機において同情を禁ずることができない」と思う社会がそこにあった²¹」と言うが、「その当時ですら」という憤りのもつともさと同時に、「その当時」もハンセン病は差別問題の真つただ中であつたのだということを感じざるを得ない。荒井裕樹は、

松本清張は『砂の器』の作品内時間を発表時期と同じ昭和35年前後に設定している。つまり彼はリアルタイムのこととして同作を書いたことになる。しかし昭和35年には、ハンセン病はすでに科学治療法が確立していたばかりか、患者たちは自分たちの権利獲得と境遇改善のための運動を広く展開していた。：（中略）：社会派と称された松本清張でも、ハンセン病問題に関しては見識が乏しかったとしか考えられない。彼が欲したのは作品の山場を作るに相応しい「社会的負性」であつた。その「社会的負性」に相応しいものとしてハンセン病²²「業病」があつたのだろう。とにかく、隠すべき「社会的負性」の象徴としてのハンセン病という偏見自体が、同作の中で全く疑われていないのは問題であろう²²。

と、『砂の器』を糾弾する。けれども、本浦秀夫が作中で犯人と名指されることで差別を受け、経歴を詐称しようとするのは戦前の設定となつており、その戦前とは、「医学に疎い一般市民は、ハンセン病が遺伝によるものなのか、らい菌による伝染病なのか、はつきりとした知識を持っていなかった²³」と回想されるような時代だつた。また、作品内時間の一九六〇年（昭和三十五年）には、荒井の指摘する通り、患者たちによって日本の「らい予防法」への反対運動が行われており、それだけでなく国際的にも批判の対象となつていったが、そんな状況にあつても、ハンセン病患者の隔離と墮胎や断種といった措置の必要を明記するこの「らい予防法」を、事実、国は

撤回していなかったのだ。特效薬プロミンに代表される「確立」された「科学治療法」も、療養所に独占されたことで、かえって患者の隔離施設への入所を自発的なものとし、無癩県運動の徹底化へ利用されていた事実も指摘されている²⁴。ハンセン病の隔離政策関連の研究を行う藤野豊は、WHOから勧告を受けた当時を「マスコミも隔離を支持した」「世界の中で日本国民だけが、ハンセン病を恐ろしい感染症と思いつまされてきたと言っても過言ではない²⁵」と回想している。『砂の器』が、医学史上では既に「過去の病氣²⁶」であったハンセン病に遺伝や伝染を疑う社会の迷信や偏見を題材とし、「読売新聞」で莫大な数の読者を相手に連載されていたという事実は、当時の社会状況を踏まえた上で、大いに評価されるべきである。

三

それでは、『砂の器』という作品が、推理小説であるがゆえにハンセン病への「差別」を再構成してしまう、ということの確認に入りたいのだが、そのためには、推理小説としての構成と特徴を明らかにする必要がある。まず『砂の器』の梗概について確認しよう。

大筋としては、今西刑事という盆栽と俳句を趣味に持つ中年刑事が、東京蒲田駅で発見された惨殺死体の身元と、被害者が最後に目撃されたトリスパーと一緒にいた男の正体を探り当てて追う、というものだ。被害者は首を絞め殺された後、石によって顔を潰され、さらに始発電車の車輪によって頭部が切断されるよう車

両の下に遺棄されており、その犯行の残忍さから怨恨殺人が疑われる。被害者の身元は不明なままだったが、死後二か月を経てようやく元巡査の三木謙一と判明。しかし身元が判明し関係者をあたるも、被害者には並外れた善行の数々しか明らかにならず、殺害動機を持つ人物は誰一人発見できない。被害者・三木の怨恨関係を探して東奔西走する今西刑事が最後に辿り着くのは、かつて三木の下で世話になったことがあるというハンセン病患者の「遍路乞食²⁶」の息子、本浦秀夫が、戦後の混乱に乗じて戸籍を偽造し名を変えて暮らしているという可能性であった。今西刑事は、本浦秀夫の今の姿が、若手の前衛作曲家として名を挙げ、大物政治家の令嬢との結婚を控えてマスコミの寵児となっている和賀英良であると推理。自分の身元を知る三木が目の前に現れた為に、和賀が彼を殺害したのだという結論に達し、彼を逮捕する。

『砂の器』の推理小説としての評価は、「魅力的な謎・論理的な展開・意外な結末の三要素をきちんと踏まえた、由緒正しい本格派である²⁷」という好意的なものが多数を占めている一方で、いくつか例外も存在する。例えば千街晶之は、今西刑事の捜査について、「出発点となる数々の思いつきそのものは、所謂〈刑事の勘〉とは似て非なる、いかなる天才型名探偵も及ばぬような飛躍した靈感²⁸、と、その不自然さを指摘している。今西刑事とは、「なんとという神の如き明智であろう」式の表現で、本職の警官や衆愚を尻目に、ひとりで超人的な活躍をする²⁹」古典的名探偵を嫌った清張が創出した新しい努力型探偵の典型として、「その泥臭くも堅実な仕事ぶりが読者

の熱い共感を呼び、「長く人々の記憶に留まることになった³⁰」、清張作品の中でも人気の高い登場人物である。しかし千街によれば、この今西刑事に代表される「凡人探偵」という存在が、「名探偵という存在が本質的に孕む不自然さ、人工性を、表層が地味であるが故にかえって結果的に目立たせてしまった³¹」ということになる。

今西刑事の捜査方法について、綾目広治は「当て推量―検証³²」の積み重ねであると指摘している。綾目のこの指摘は、今西刑事の捜査方法に対する批判ではなく、この方法によって、『砂の器』が正統的な推理小説であると論を進めることを目的としたものである。「推理」という活動が、記号学者チャールズ・サンダース・パースが言うところの「アブダクション」に相当し、根拠不十分であるもの、つまり「当て推量」に端を発するものである、という指摘は、このジャンルにおける通説の一つ³³であるのだ。

「ナイフによる重傷はすべて出血につながる」「これはナイフによる重傷である」「出血があった」をそれぞれA、B、Cとすると、A↓B↓Cが演繹、B↓C↓Aが帰納、そして、「ナイフによる重傷はすべて出血につながる。ここに出血している傷がある。これはナイフによる重傷である。」というA↓C↓Bが、パースの分類によればアブダクションに相当することになる。このアブダクションがすなわち当て推量である、と言える理由は二つある。まず、アブダクションは自己充足されない、という点だ。マルチェロ・トゥルツィは、推理小説における論理について考察する中で以下のように述べている。

アブダクションは、帰納的推理と同じで、論理的には自己充足せず【この点で演繹的推理とは違う】、外からその正しさを確定する必要がある。パースはときおりアブダクションを仮説形成と呼んでいるが【予測的推論と呼ぶこともある】、現代的な意味では、それこそアブダクションにおける結論にあたるもの——テストによって確定される必要のある、現実についての憶測にあたるものなのである。³⁴

アブダクションによって得られた結論は、パース自身がそう言っているように、「仮説」「予測」「推測」といった、主観の域を出ないものである。また、アブダクションの正当性に対する疑問点はもう一つある。トゥルツィはアブダクションについて「帰納的推理と同じ」と述べたが、高桑和巳によれば、帰納とアブダクションの間にも違いが存在する。

帰納のばあいはその説明の論理的不充分さ自体がその論理展開を一範疇として弁別させる当のものとして充分に認識されている——したがって論理学では、到達点である当の規則自体の論理上の不充分さ、検証の必要性が当然のように言及の対象となる——のに対し、アブダクションでは論理展開とは別のところから規則が到来するため、論理展開の当の内容の検証の必要性が言及されることは、そのあまりの無粋さゆえに稀になる。³⁵

高桑が、「無粋」という、自身が「論理的範疇ではない」とする言葉を用いて指摘する検証の必要は、アブダクションに設定される規則・前提、それ自体の部分である。先に挙げた例では、「ナイフによる重傷はすべて出血につながる」の部分に該当する。高桑は、それがアブダクションの論理展開自体の整合性には拘わらないとはいえ、「ナイフによる重傷による以外でも出血は起こることがある」を経由したうえで、「なぜナイフの話をするのか？」というように反駁する余地が常にある、と続けて述べているが、推理小説は、そもそもこのような論理的な不備と常に同居する「推理」を中心に据えたジャンルなのである。高桑が、上記のような当て推量に対する批判について、それを「排除することを受け容れるかどうか、この小説ジャンルを消費できるかどうかの鍵である」と更に述べているように、当て推量こそが推理小説の常道であり、むしろ当て推量を指摘されるからこそ、『砂の器』は推理小説らしい推理小説であると言わなければならない。

しかし注目したいのは、千街・綾目の双方が、この当て推量が『砂の器』では非常に露骨に現われていると言及しているということである。例えば綾目は、コナン・ドイルの生み出した名探偵シャーロック・ホームズと今西刑事とを比較しながら、次のように述べている。「当て推量―検証の過程が速く、かつ、たいいていの場合頭の中で検証もやってしまうところが、ホームズの優れているところだが、推理の在り方の基本は同じなのである。当て推量である。『砂の器』は、(ホームズの推理が、当て推量―検証によってなされていると指摘し

た。³⁶引用者注)シビーオク夫妻が読めば喜びそうな、まさにお手本のような小説であると言えるかも知れない³⁷。千街も、「天才型名探偵小説のひとつの極北とでも言うべき異様な境地³⁸」と『砂の器』を表現している。いかなる推理小説にも確認できるはずの「当て推量」が、なかでも「お手本のように」、「ひとつの極北」に達して感じられてしまう原因は、この作品のどこにあるのだろうか。

端的に言つて、『砂の器』の推理小説としての特徴は、アブダクションに指摘されるいかがわしさに対する「ごまかし」が、全く講じられないところにあると言える。トゥルツツイが、アブダクションによつて得られた結論が論理的正当性を獲得するために必要であると言つた「外から」の正しきの保障も、高桑が問題視する、アブダクション開始時に設定されてしまう規則の妥当性についてこれを補強することも、『砂の器』では一切行われていないのである。アブダクションのいかがわしさを、一般的な推理小説がどうごまかすのかというところ、まず、得られた結論に対する外部からの補償の必要には、ほとんどの場合、推理によつて得られた結論は必ず第三者に披露され、且つ謎の真相を知っている犯人自身が、自白するか、あるいは逃亡、自殺など自身が犯人であると明らかにするような何らかの行動に出る、という手続きが対応する³⁹。そして、設定される規則の妥当性の問題に関しては、複数のアブダクションを並行して行い、その中からもっとも確からしいものを選択する、という方法で、「無粋な反駁」を回避するというのが通例であろう。綾目だけでなく、推理の論理性について語る際にトゥルツツイも高桑も引き合いに出す

シャーロック・ホームズは、『バスカヴィル家の犬』の中で、自身の推理について「だいぶあて推量めいてきましたね」と批判された際、「いや。むしろいくつもの可能性を比較して、その中から最も確実なものを選びだそうとしているのです。想像力を科学的に使うのです。ただし、思索を始めるときには、つねに具体的な足場が必要ですけれども⁴⁰」と答えている。事件に結びつく様々な証拠、いくつも浮上する動機、複数の容疑者という数多の要素から、可能性としての様々な規則を並行して仮定、そのなかで謎に対する最も蓋然性の高い推理を選択していく、というのが、『論理的解決』を標榜する推理小説のやり方なのである。しかし『砂の器』では、逮捕状を突き付けられた和賀英良について、「顔から血の気が引き、瞳がぼかんと宙に浮いた⁴¹」（四三七頁）と描写されるのみで、彼はその後、物語の中で自白も逃亡も自殺も行うことはない。そして今西刑事が最初に設定する二つの規則、「被害者が最後に目撃された際に同行していた人間は犯人である」「被害者を惨殺する動機は怨恨である⁴²」は、他の可能性と蓋然性の秤にかけられることもなく、最後まで大前提であり続ける。どんなに被害者・三木の周辺を当たっても、「三木謙一に怨恨関係は探せなかった。怨恨どころか、聞けば聞くほど彼は立派な人物だった」（二五九頁）「それにしても三木謙一は立派な人物だった」（二六二頁）と重ねて確認されるのみで、「動機は怨恨」を前提とすることの妥当性は著しく下がる一方であるのに、この他に可能性を探るといふことは頑なに行われない。

なぜ顔まで潰されるような悲惨な殺され方をされなければならぬのか。犯人はよほど三木謙一を恨んでいたと思われる。人格者が人に恨みを買うというのは、こちらで気づかない別な理由があるのだろうか。（二六二頁）

彼は終始この思考展開に固執している。結果的に今西刑事が辿り着く結論は、この動機と犯人像に則したものとなり、終始一貫して求められた唯一のアブダクションが的外れでなかったと説明されるわけなのだが、結局犯人に披露されて正しさを承認される機会を持たない彼の推理は、始めから終りまで彼の主観によるものでしかなく、またその蓋然性も偶然の可能性を纏ったままなのである。

さらに今西刑事の推理についても一つ確認しておきたいのは、茂木博の「三木殺害を和賀の犯行とする物的証拠が全くない⁴²」という指摘である。もともとこれについては今西刑事自身もそれを認めている。犯人だと結論した和賀が欧米への外遊を控えていると知り、渡航前に彼を逮捕しようと画策する際、今西刑事は、「だいたいの見当はついたね。しかし問題はわれわれが具体的な証拠をつかむことだ。これがないと、あくまで推定の域を出ないよ」、「仕方がない。証拠が集まらないときは、多少の術策はやむを得ないね」（四二二頁）と発言しているのだ。今西刑事の推理が仮説の一つにすぎない、ということはずでに確認したが、このことは、仮説を形成する過程の論理性や導かれた結論を誤りであるとするものではない。今西刑事の推理が、他の可能性と比較を経ておらず、また、正しきの保障も

ないとはいえず、これらのことは、彼の推理内容の論理的整合性に対する評価を脅かすものでは決してない。けれども「証拠がない」ということは、彼の『論理展開』もまた主観的なものに過ぎないというところに他ならない。

今西刑事の推理は、「被害者が最後に目撃された際の同行者は犯人」「惨殺の動機は怨恨」を唯一の規則とし、聖人・三木の人生における一つの事実と一つの可能性から三木と和賀を怨恨の線で結ぼうとするものである。事実となるのは、「過去にハンセン病の「遍路乞食」を療養所へ世話したことがあるが、その際、患者であった父から隔離された本浦千代吉という子どもが逃亡し消息不明のままになっている」ということ。また今西が想像する可能性は、「三木が上京する直前に訪れた映画館には、和賀英良の写真があり、彼はこれを見たかもしれない」ということだ。今西刑事はそこから、「本浦秀夫が、もしも戸籍を偽造して生き延びており、現在和賀英良と名乗っているとすれば、彼の写真を見かけた三木が和賀に会いに上京したということも考えられ、和賀には過去の露見を恐れ、「業病の父の戸籍から脱出したい」、「自己の将来のために、あるいは自己の地位の防衛のために」(四三二頁)という、三木殺害に至る怨恨が成立したがって犯人は和賀に違いない」と結論する。この彼の推理は、「とにかく、本人は明日の夜、羽田を出発して外国に参ります」(四七四頁)という状況下、逮捕状請求のために捜査会議にて語られるのだが、「私 생각합니다に」「おそろく」「想像されます」「たぶん……」という言葉を綱渡りし、ほとんど奇跡のように組み立てられる

このストーリーは、およそ論理展開の整合性を問うことのできる範疇にあるとはいえない。

推理役が最後に辿り着く結論が「正しい」という保証もなく、またその推理の展開自体論理性を持たないとすれば、『砂の器』に描かれる殺人事件の謎は、推理小説として明確に解決されたと言いうことはできない。

神がかり的な名探偵の掌上に、夜空の恒星群の如く一見互いに無関係な耀きを放っている手がかりたちが、まるで早く見つけてくれと言わんばかりに自分から飛び込んできて、それぞれが結びついてひとつの星座を幻成してゆく⁴³

千街は、今西刑事が推理を組み立てる様子にこのような言葉を宛がっているが、ここで用いられる「幻成」という言葉には、今西の推理が真実という実態を伴わない可能性への示唆もあるのだろう。

四

『砂の器』で為されている推理は、こうして見ると、不確かさが実に徹底されていると言える。本格推理小説における、「パズルの出題者と回答者」に似た作者と読者の関係性を嫌い、謎読きを徹底すると「人物の類型化や世界の非現実性」が引き起こされると清張は主張していた⁴⁴が、推理のいかがわしさを前面に押し出し、謎解きの権

威を失墜させる今西刑事の捜査方法は、清張の戦略だった公算が大きい。パズル化している推理小説を憂い、「現在の推理小説には、文章によらず、読者に後の解決をすべて想像でまかすということは許されていない⁴⁵」としながらそれを切望する文章を清張が雑誌に寄せたのは、ちょうど『砂の器』の連載が終了した月である。今西刑事によつて事件が「解決した」という保証は、作中ではなされておらず、したがつて『砂の器』を未解決の失敗作と考えることもできるが、「解決」を保証する作業が、読者の方に委ねられているのだ、と考えることもできるだろう。『砂の器』を推理小説として完結させるのは、読者の仕事なのである。

しかし、検証の材料となる証拠も、それどころか整合性を検証するに値するほどの論理的推理も存在しない『砂の器』を「推理小説である」と認める方法は、三木謙一に怨恨を抱く人物を探すことに絞られた捜査方法によつて作品の最大の謎として設定された犯行の「動機」について、納得できるか否かを判断する、という方法に限定されてしまうようである。犯人の動機とは、今西が推理するに、ハンセン病の父と放浪していた過去が露見するのを恐れたことであつた。「立派な人物だった」と繰り返される聖人君子としての過去と、壮絶な惨殺死体としての現在の間で、被害者・三木の同一性は絶望的に引き裂かれている。北は秋田から南は島根まで、時には有給休暇を使い夜行列車に体を痛めながら続けられた今西刑事の捜査は、三木の過去と現在の乖離を統合できるだけの「犯人」と「動機」が他には存在し得ないということを読者に強く印象付ける。その結果、

聖人が惨殺され得る唯一の理由として、ハンセン病の「異常性」が拡大されてゆく。田村栄は、「作者は、主人公の特異な生い立ち、特異な境遇と、恩人を殺さなければならなかった不可避的な状況との設定にすべてを任せ、一切を読者の想像に任せているよう⁴⁶」、と述べているが、確かにこれは、論理的な推理や解決によつてではなく、ハンセン病の「異常性」に賭けて、推理小説としての構成を成立させようとする試みであると言える。推理小説は、アブダクションを扱う以上論理的には自己充足せず、論理展開の「外から」その正しさを確定して見せる必要があつた。通例、その正しさを確定は犯人が物語の内部で行うものであるが、清張はこの作業を物語のまましく「外」に移管し、読者の共感によつて代行させようとしているのだ。そしてこの方法によつて、『砂の器』は、読者の内にハンセン病に対する「差別」を構成することを要求するのである。「ハンセン病の父と放浪していた過去があれば、その過去を隠すため、罪のない人間を殺すこともあるかもしれない」という動機の可能性、これは、今西刑事によつて「同情を禁ずることができません」(四三七頁)という言葉とともに語られるが、結局のところ偏見に満ちた想像に他ならないと言える。しかし『砂の器』を推理小説として認めるのであれば、その承認までの過程で、この偏見に満ちた想像をあり得るものとして受け入れるという行動を、無自覚にであれ自覚的にであれ必ず経ねばならないのだ。

そして、この作品を推理小説として完成させる作業は、多くの場合合滞りなく遂行されているようである。最初に単行本化された「カッ

パノベルス」のカバー表紙では、既に「長編推理小説」と銘打たれているし、日本の推理小説の歴史を辿れば当然のように『砂の器』という作品名に行き当たる。今西刑事の推理には証拠がないと指摘した茂木も、粗筋を紹介する際、今西刑事が犯人を特定しようとするくだりに、「読者にはその人物が和賀であることはもう自明になっている⁴⁷」と付け加えている。読者の想像に委ねられる、動機としての「異常性」は、既に清張の魅力として定着している節すらある。笠井潔は、『探偵小説論Ⅰ』の松本清張を主題とした章の中で、彼を次のように評価している。

身体的あるいは精神的欠陥を抱えた人物や、才能と境遇の落差に悩む人物が劣弱観やルサンチマンの代償として過剰な観念を紡ぎだし、おのれの観念の重圧に押し潰されて破滅するという主題の短編作品が、初期清張には幾篇もある。…(中略)…この主題を、戦後探偵小説の問題圏に方法的に導入した瞬間、清張の独自性は他に類例を見ないものとして華々しく開花したというべきだろう⁴⁸。

『砂の器』に限らず、「全治の見込みが薄い」播種性肺結核を理由に夫の愛人の存在を認めねばならなかった鬱屈により夫と愛人の殺害を計画したと推理される女性が登場する『点と線』や、娼婦だった過去、「部落」出身であることを隠すための殺人がそれぞれ主題となる『ゼロの焦点』、『眼の壁』…といった例を見ても明らかかなよ

うに、確かに清張の作品には、殺人の動機に、何らかのかたちで虐げられる状況が関わっているものが多い。

犯行の動機として「ルサンチマン」や「劣等感」といったものを「想像する」ということは、容疑者の中から犯人と思いき人物を指名するまでの過程で、虐げられる状況にある人物、言ってみれば「異常性」によって差別を受ける人物を集団から抽出し、さらにその「異常性」がその人物の内面にも異常な影響を及ぼしていると無根拠に想像を働かせる、という行動が隠されている。しかし、劣等感が動機に結びつくというストーリーに、読者はとても良く馴らされているのだ。和賀の過去にハンセン病の影が臭わされた時点で、それが今西刑事によって犯人が名指される前であるにもかかわらず、「その人物が和賀であることはもう自明になっている」程に。

『砂の器』では、犯人が自白によって罪を認めることがなかったのと同時に、自身の置かれた状況や、劣等感やルサンチマンについて、本人の口からは語られない。動機としての「異常性」は、「犯人」をそれと決定する唯一の理由でありながら、単なる今西刑事の「想像」として、読者の前に投げ出されている。今西刑事の推理から、徹底的に論理的解決が排除され、「推理小説」の締めくくりは、今西刑事と同じストーリーを想像する、という読者の仕事として取り置かれているのである。

五

『砂の器』が発表された一九六〇年は、それまで当り前のように差別され隔離されてきたハンセン病患者への処遇が、WHOの勧告をきっかけとして問題化され始めた年であった。ハンセン病患者の強制隔離を続けていた国に対し、患者への損害賠償を命じた判決でも、国が隔離政策を廃止すべきだった分岐点として、この年を挙げている⁴⁹。そこから現在に続く五〇年のなかで、らい予防法が撤廃され、外来治療が一般化され、そして、長きにわたるハンセン病訴訟問題が原告の勝訴によって締めくくられてから、さらに一〇年以上が経過した。その間、『砂の器』は刷数を重ね、ハンセン病を差別の対象とする「実感」を今も伝え続けてきたのだ。

「正直に告白すると、東京生まれ東京育ちの私には、『砂の器』を最初に読んだ時、この殺人動機が十分に理解できなかった。ハンセン病差別の実態をまったく知らなかったからである」と語る権田萬治⁵⁰や、「殺人の動機が薄い」と『砂の器』を批判しながら「おそらく、松本清張は、ドンゾコを生きた人間の欲望のあり方を、私よりよく知っているのだろう」と結ぶ鈴木貞美⁵¹の態度には、『砂の器』を推理小説として享受するために、和賀の動機に対する今西刑事の「推理」に共感することが求められている、という事実を確認できよう。今西刑事の「推理」に納得できないながらも推理小説としての結末を望むのであれば、読者は、ハンセン病がいかに「異常」だったのかを知り、その「異常性」が人間の内面にも影響して殺意も起

こさせるのだという「推理」に、十分な蓋然性を認めねばならない。三木殺害事件の解決は、読者のハンセン病を異常であると感じ、読者の視線なしには訪れないのだ。「犯人」とされる和賀の口から、自分の犯行と動機について語られることはなく、彼の生い立ちに「異常」を見出し、それを犯行動機にまで押し広げてしまうのは、今西刑事であり、そしてまた、この推理小説としての解決を望む読者でもある。何度も繰り返すとおり、『砂の器』という小説は、推理小説としてある限り、読者の内にハンセン病に対する「差別」を構成する、危険な仕掛けを持っている。

逆に言えば、この仕掛けは、一方では「差別」が構成される様子をはっきりと可視化してくれているのだと捉えることもできるだろう。和賀に「異常性」を発見するのは、今西刑事であり、読者であり、つまり、常に和賀にとつての他者であった。しかしこれは『砂の器』に限られた結果であろうか。「犯人」と「異常性」が推理という形で統合されて読者に届けられるとき、そこに介在する推理する者と読者が共有する「差別」の視線が、論理的な推理や犯人の告白のような「正しさの保証」という「まやかし」によって、自覚されづらくなっているだけではなからうか。『砂の器』は、正しさの保証がないからこそ、推理小説の結末で提示される「解決」に対する読者の承認という手続きを重要な問題として炙り出しているのである。

『砂の器』以外の推理小説でも、読者は同じような手続きを行っているのだろう。正しさを目眩ましにした推理が異常を見出す視線を

伴っているとき、読者はそれをどのように受容するのか。推理小説が「差別」に加担するとき、果たす役割は恐らく大きなものであるだろう。「砂の器」という作品は、論理や解決を放棄していることで、推理小説のこの危険な機能を掬い上げ、読者へと突き付けているのである。

(つらやま ちさと・言語文学専攻)

注

※ 引用に際し、旧字は適宜新字に改め、ルビは省略した。

- 1 大塩竜也「〈研究動向〉松本清張」、『昭和文学研究』二〇〇九年九月。英・仏・伊・中・韓等各国で翻訳・出版されており、国内外問わず人気の高い作品であると言える。
- 2 「西郷札」、一九五一年三月『週刊朝日別冊・春季増刊号』掲載
- 3 『三田文学』、一九五二年九月
- 4 松本清張「日本の推理小説」、原題「推理小説独言」、『文学』一九六一年四月掲載。『松本清張全集第三四巻』所収、文藝春秋、一九七四年
- 5 松本清張「推理小説の読者」、原題「推理小説時代」、『婦人公論』一九五八年五月掲載、前掲『松本清張全集第三四巻』所収
- 6 松本清張、前掲「推理小説の読者」
- 7 郷原宏「砂の器——虚構に潜む社会のわな」、『別冊太陽 松本清張』所収、二〇〇六年
- 8 当時の総理大臣であった小泉純一郎は、政府がハンセン病訴訟の控訴断念を決定した際、「私は映画『砂の器』を見ていたので、ハンセン病のことはよく知っている」と語ったという。／白井佳夫「映画『砂の器』

- 9 が問いかけてくるもの」、沖浦和輝・徳永進『ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史』所収、岩波書店、二〇〇一年、二〇一頁参考
- 10 文芸春秋編『松本清張の世界』、文芸春秋、二〇〇三年、カバーより辻井喬「砂の器」、前掲『松本清張の世界』所収、六三九―六四〇頁
- 11 日本ハンセン病学会・医療問題委員会・治療指針と治癒判定基準に関する小委員会「ハンセン病治療指針（第二版）」、二〇〇六年
- 12 ※ホームページにて閲覧可能
(<http://www.hansen-gakkai.jp/doc/therapy-guideline.pdf>)
- 13 「熊本地裁判決」、『判例事報』一七四八号、三〇頁
- 14 「近代日本ハンセン病関係年表」参考、内田博文『ハンセン病検証会議の記録——検証文化の定着を求めて』、明石出版、二〇〇六、所収
- 15 藤野豊「ハンセン病と日本近代」、沖浦和光・徳永進編『ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史』、岩波書店、二〇〇一年、五七頁
- 16 田村勇「村八分」とその心意伝承」、磯川全次・田村勇・畠山篤『犯罪の民俗学【明治・大正・昭和犯罪史から】』一―一五―一六頁、前掲藤野豊「ハンセン病と日本近代」、参考
- 17 「ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書」、金平輝子「ハンセン病問題に関する事実検証調査」、二〇〇五年参照
- 18 ※公益財団法人日弁連法務研究財団ホームページにて閲覧可能
(<http://www.jlf.or.jp/work/hansen.shml>)
- 19 福原義柄『社会衛生学』、南江堂、一九一四年
- 20 「ユーゼニックス」一九二四年創刊(後「優生学」に改題)、『優生運動』一九二六年創刊、など
- 21 前掲「熊本地裁判決」、『判例事報』一七四八号、三〇頁
- 22 当用漢字から「癩」が外れたため、「癩予防法」から「らい予防法」に表記に改定された。
- 23 岸洋人「砂の器」との奇妙な符合——ハンセン病訴訟判決——、『社会福祉研究』二〇〇一年七月

- 22 荒井裕樹「松本清張著『砂の器』とハンセン病」、『ノーマライゼーション——障害者の福祉』、二〇〇四年九月
- 23 「社会医療の分野でも啓蒙運動は全くなされず、学校でも全く教えられなかった。ただひたすら恐ろしい不治の病だと思ひ込まれていた」／前掲『ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史』、一〇頁
- 24 解放出版社編『ハンセン病国賠訴訟判決』、解放出版社二〇〇一年、一九—二〇頁
- 25 藤野豊「ハンセン病と近現代日本」、前掲『ハンセン病——排除・差別・隔離の歴史』所収、六八頁
- 26 前田卓によれば、四国を巡る遍路には様々な理由があったが、その中で異質であったのが「何かわずらわしい病のために、村のもて余し者になり、故郷を追われるが如くに巡礼に出た病人遍路」であり、「その中で最も多いのが癩患者であった」。病人遍路は、遍路たちのために解放された霊場の「通夜堂」に泊まることも許されず、野宿を強いられたいという。／前田卓『巡礼の社会学』、ミネルヴァ書房、一九七一年、二五四頁—二五九頁参照
- 27 郷原前掲稿
- 28 千街晶之「水面の星座 水底の寶石——ミステリの変容を振り返る」、光文社、二〇〇三年、二三頁
- 29 松本清張、前掲「推理小説の読者」 ※初出時は「神の如き明智」は「名智」と表記。全集収録時に現在の表記に修整されている。
- 30 郷原前掲稿
- 31 千街前掲書、二二頁
- 32 綾目広治「松本清張『砂の器』——日本近代の欲望と犯罪——」、「近代文学試論」二〇〇四年—二月
- 33 T・A・シビーオク、J・ユミカリシビーオク『シャーロック・ホームズの記号論——C・S・パースとホームズの比較研究』、富山太佳夫訳、岩波現代選書、一九八一年。ウンベルト・エーコ、トマス・A・
- 34 シビーオク共編『三人の記号——デュパン、ホームズ、パース』、小池滋訳、東京図書、一九九〇年。ほか
- 35 マルチエロ・トゥルツツイ「応用社会心理学者としてのシャーロック・ホームズ」、前掲『三人の記号——デュパン、ホームズ、パース』所収、九五—九六頁
- 36 高桑和巳「私たち、推理小説の読者——情報受容のレイアウト」、『デザイン』二〇〇三年一〇月
- 37 「シビーオク夫妻は『シャーロック・ホームズと記号論』の中で、…(略)：チャールズ・パースが「推測的帰納推理」と言っているのは、この当て推量—検証のことであり、実はシャーロック・ホームズの推理もそうであると述べている」／綾目前掲論文
- 38 綾目前掲論文
- 39 千街前掲書、二三頁
- 40 笠井潔「物語論」、『探偵小説論序説』所収、光文社、二〇〇二年、一—二五—一三〇頁参考
- 41 「探偵の推理が犯人の告白で裏付けられる」のは、初期の「論理的骨格が未成熟」な場合であり、形式的に成熟し「推理が告白に優先する水準」に達した作品では、「犯人は犯人であることを証明する行動において、犯行を象徴的に「告白」する」。
- 42 コナン・ドイル「バスカヴィル家の犬」、『詳注版 シャーロック・ホームズ全集5』収録、小池滋監訳、ちくま文庫、四〇八頁
- 43 『松本清張全集第五巻』文芸春秋、一九七一年。以下本文からの引用は同書により、本文にページ数のみ付す。
- 44 茂木博「推理小説を推理する その1——松本清張『砂の器』を中心に」、『東京造形大学研究報』、二〇〇四年
- 45 千街前掲書、二三頁
- 46 松本清張、前掲「推理小説の読者」
- 47 松本清張、前掲「日本の推理小説」

46 田村栄『松本清張——その人生と文学——』、啓隆閣新社、一九七六年、二四九頁

47 茂木前掲論文

48 笠井潔『探偵小説論Ⅰ』、東京創元社、一九九八年、二二七頁

49 「遅くとも昭和35年以降においては、もはやハンセン病は、隔離政策を用いなければならないほどの特別な疾患ではなくなっており、すべての入所者及びハンセン病患者について、隔離の必要性が失われた」／前掲「熊本地裁判決」、『判例時報』一七四八号、三〇頁

50 権田萬治『松本清張——時代の闇を見つめた作家』、文芸春秋、二〇〇九年、九七頁

51 鈴木貞美「酷薄と錯誤——『砂の器』をめぐる』、『松本清張研究』、一九九八年四月